

交 付

別記第1号様式

死亡した外国人に係る外国人登録原票の写し交付請求書

年 月 日

出入国在留管理庁総務課長 殿

- 1 請求者（□にチェックを入れてください。） □本人 □法定代理人 □任意代理人
（ふりがな）

氏 名

住所又は居所

〒

TEL ()

- 2 死亡した方について、以下の事項を記載してください。

（1）どなたの外国人登録原票を請求されますか。（□にチェックを入れてください。）

☐祖父（父方）☐祖父（母方） ☐祖母（父方）☐祖母（母方） ☐父 ☐母

☐兄弟姉妹 ☐子 ☐孫 ☐死亡の当時における同居親族（ ）

☐死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
（ふりがな）

（2）氏名・性別 _____ ☐男性 ☐女性

（3）生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 （4）国籍・地域 _____

（5）死亡した年 _____ 年

※ 当庁において死亡事実が確認できない場合（帰化や日本から出国した後に死亡した場合等）は、死亡したことが確認できる書類（戸籍謄本、死亡届写し等）の送付をお願いすることがあります。

（6）死亡当時の住所又は居所 _____

（7）外国人登録番号、在留カードの番号又は特別永住者証明書の番号 _____

（8）氏名等を変更されたことがある場合は、次の事項を記載してください。

（ふりがな）

変更前の氏名 _____

変更前の国籍・地域 _____ 変更又は帰化した年 _____ 年

※ 氏名等を変更したことがある場合（帰化や婚姻等）は、その事実が確認できる書類（戸籍謄本等）の送付をお願いすることがあります。

（9）交付を請求する外国人登録原票（□にチェックを入れ指定してください。）

☐ 2000年1月1日から2012年7月8日まで

☐ _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

※ 1981年（昭和56年）以前の外国人登録原票を請求する場合は、抽出に時間がかかります。

注1. 郵送等で請求する場合には、本人確認ができる書類のコピーに加えて、住民票の写し等30日以内に作成され、個人番号の記載がないものに限りです。コピーは認められません。）が必要となります。

注2. 交付請求手数料はかかりません。

注3. 交付請求書を記載した日を記載してください。

注4. 交付請求者の別について選択してください。

注5. 交付請求者本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

※ 本人確認書類、住民票の写し等に記載されている氏名、住所又は居所を記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください（日中連絡がつくところであれば、携帯電話番号、勤務先の電話番号でも差し支えありません。）。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による交付請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所、電話番号を記載してください。（上記※に同じ。）

注6. 死亡した外国人との関係について選択してください。

注7. 死亡した外国人の「氏名」、「性別」、「生年月日」、「国籍・地域」、「死亡した年」及び「死亡当時の住所又は居所」を記載してください。

※ 当局において死亡事実が確認できない場合とは、例えば、帰化された後に死亡した場合や日本を出国した後に死亡した場合があります。これらの場合に、死亡したことが確認できる書類（戸籍謄本、死亡届写し等）を提示又は提出していただけない場合には、不交付とさせていただきます。

注8. 記載が可能な場合には、死亡した外国人の「外国人登録番号、在留カードの番号又は特別永住者証明書の番号」をお知らせいただくと、調査の参考になります。

注9. 死亡した外国人が氏名等を変更したことがある場合は「変更前の氏名」、「変更前の国籍・地域」及び「変更又は帰化した年」を記載してください。 ※ 例えば、帰化された後に死亡した場合には、死亡した当時の氏名等と帰化される前の氏名等について変更の経緯がわかる書類（戸籍謄本等）を提示又は提出してください。

注10. 「2000年1月1日から2012年7月8日まで」以外の期間を特に指定して交付請求する場合には、必要な期間を具体的に記載してください。

なお、外国人登録原票を作成する根拠となっていた外国人登録法は、2012年（平成24年）7月9日に廃止されていますので、同日以降の登録記録が記載された外国人登録原票は保有していません。

交 付

3 求める交付の実施方法（□にチェックを入れ指定してください。）

☐ 事務所における写しの交付を希望する。

☐ 写しの送付を希望する。

※ 写しの送付を希望する場合は、郵便切手（定形普通郵便の場合は94円分、速達や簡易書留等とする場合はそれに応じた料金を加算）を貼り、送付先を記載した返信用封筒を添えてください。
なお、記録の枚数により追加の切手の送付をお願いすることがあります。

注11. 交付の実施方法は、東京都新宿区四谷にある出入国在留管理庁に来庁して受け取る又は郵送により受け取る方法がありますので、選択してください。なお、送付先は住民票の写し等に記載されている住所又は居所となります。

4 交付請求において必要となる本人確認書類等

（1）請求者本人確認書類（氏名、住所が明記されているもの）

☐ 運転免許証

☐ 健康保険被保険者証

☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

☐ その他（ ）

※ 個人番号カードのコピーを提出する場合には、個人番号の記載がない表面のみのコピーを提出してください。

注12. 本人確認書類として提示又は写しを提出するものを選択してください。

なお、交付請求者が外国人の方の場合には、「在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書」の提示又は写しの提出を推奨させていただいております。

（2）住民票の写し等

※ 交付請求の前30日以内に作成され、個人番号の記載がないものに限り。また、コピーによる提出は認められません。

（3）本人が氏名等を変更されたことがある場合は、次の事項を記載してください。

（ふりがな）

変更前の氏名 _____

変更前の国籍・地域 _____ 変更又は帰化した年 _____ 年

※ 氏名等を変更したことがある場合（帰化や婚姻等）は、その事実が確認できる書類（戸籍謄本等）の送付をお願いすることがあります。

※ 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人が本人に代わって交付請求する場合は、本人の情報を記載してください。

注13. 交付請求する外国人登録原票が作成された当時の本人の氏名等が、現在の本人の氏名等と異なる場合は、「変更前の氏名」及び「変更前の国籍・地域」を記載してください。

※ 例えば、帰化や婚姻等により氏名等を変更されたことがある場合は、変更の経緯がわかる書類（戸籍謄本等）を提示又は提出してください。

※ 代理人が本人に代わって交付請求をする場合は、本人の情報を記載してください。

（4）法定代理人又は任意代理人が請求する場合は、以下の事項を記載の上請求資格を確認できる書類を提出してください。

ア 本人の状況

☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者

（ふりがな）

イ 本人の氏名 _____

ウ 本人の住所又は居所 _____

エ 請求資格確認書類

（法定代理人が請求する場合）☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）

※ 交付請求の前30日以内に作成されたものに限り。また、コピーによる提出は認められません。

（任意代理人が請求する場合）☐ 委任状（委任者の印鑑登録証明書又は本人確認書類を添付）

※ 委任者の実印により押印した上で、印鑑登録証明書を添付するか又は委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類のコピーを併せて提出してください。

委任状及び印鑑登録証明書はコピーによる提出は認められません。また、委任状及び印鑑登録証明書は交付請求の前30日以内に作成されたものに限り。

注14. 代理人が請求する場合は、「本人の状況」、「本人の氏名」、「本人の住所又は居所」及び「請求資格確認書類」を記載の上、請求資格を確認できる書類を提示又は提出してください。